

# 公園緑地工事施工管理基準

令和6年4月1日

横浜市みどり環境局

## 公園緑地工事施工管理基準

この公園緑地工事施工管理基準は、横浜市土木工事共通仕様書第1編1-1-24（施工管理）2項に規定する公園緑地工事の施工管理についてその基準を定めたものである。

### 1 目的

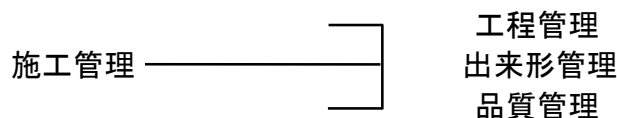
この基準は公園緑地工事の施工について契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

### 2 適用

この基準は標準的な仕様の公園緑地工事に適用する。標準的な仕様の公園緑地施設にあてはまらない目的物（移管を計画している道路など）はこの基準によらず、土木工事施工管理基準（横浜市道路局）などにより補完する。また、工事の種類、規模、施工条件等によりこの基準によりがたい場合は、監督員の承諾を得て他の方法によることができる。

### 3 構成

施工管理の構成は次のとおりとする。



### 4 管理の実施

- (1) 請負人は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負人は、測定（試験）等を工事と平行して、管理の目的が達せられるように実施しなければならない。
- (4) 請負人は、測定（試験）等の結果を、その都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示すると共に、検査時に提出しなければならない。
- (5) 請負人は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び不可視となる箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を工事撮影基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。なお、出来形管理基準の定めのない工種、あるいは極端に施工量が少ないものなどについては、監督員と協議し、管理基準の設定や変更をすることができるものとする。

## 5 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

請負人は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式等）を行うものとする。ただし、管内一円工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

### (2) 出来形管理

請負人は、出来形を「出来形管理基準」に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

### (3) 品質管理

請負人は、品質を「品質管理基準」に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。この品質管理基準の適用は、重要度 A・B の区分及び施工規模に準じて実施するものとする。

## 6 是正措置

### (1) 工程管理

請負人は、全体及び重要な工種の工程に遅れを生じた時は直ちに原因を究明し、改善策を立案して、監督員と協議すること。

### (2) 出来形及び品質基準

ア 請負人は、測定（試験）値が設計（規格）値に対し偏向を示したり、バラツキが大きい場合は、直ちに原因を究明し、改善を図ること。

イ 請負人は、測定（試験）値が設計（規格）値を外れた場合には、直ちに原因を究明し、改善策を立て、監督員に報告の上、その指示を受けること。

## 7 合格判定の方法

出来形及び品質の合格判定に際しては、まず設計で意図している機能を満たしていることを前提とし、さらに出来形管理基準及び品質管理基準に基づいて次の基準を満足するものを合格とする。

### (1) 出来形

#### ア 規格値による判定

(ア) 測定項目及び測定基準により実測し、その測定値がすべて規格値の範囲内になければならない。

(イ) 測定項目及び測定基準により実測し、その規定値が規定値の範囲内にあるとともに、その平均値は、設計値以上でなければならない。

#### イ 合格判定値による判定

(ア) 厚さの合格判定値は、各層に対するものであり、舗装の総厚の平均値は、設計値以上なければならない。

(イ) 個々の測定値は、10 個で合否を判定する場合は 9 個以上、6 個及び 3 個で合否を判定する場合はすべて合格判定値（個々の判定値）以内にあると共に測定値の平均値（ $X_{10}$ ）（ $X_6$ ）（ $X_3$ ）は、それぞれに対応する合格判定値  $X_{10}$ 、 $X_6$ 、 $X_3$  の範囲以内にななければならない。

**(2) 品質****ア 品質規格による方法**

材料の品質及び施工後の試験結果は、品質規格を満足しなければならない。

**イ 合格判定値による方法****(7) 締固め度、セメント量**

測定値の平均値 ( $X_{10}$ ) ( $X_6$ ) ( $X_3$ ) は、それぞれに対応する合格判定値  $X_{10}$ 、 $X_6$ 、 $X_3$  の範囲内になければならない。

ただし、3個の測定値で合否を判定する場合に、その平均値 ( $X_3$ ) が合格判定値  $X_3$  外に出たときは、さらに3個の測定値を加えて6個の平均値 ( $X_6$ ) を求め、これが合格判定値  $X_6$  の範囲内であればよいものとする。

また、6個の測定値で合否を判定する場合に、その平均値 ( $X_6$ ) が合格判定値  $X_6$  外に出たときは、さらに4個の測定値を加えて10個の平均値 ( $X_{10}$ ) を求め、これが合格判定値  $X_{10}$  の範囲内であればよいものとする。

**(4) 粒度、アスファルト量**

測定値の平均値 ( $X_3$ ) は、合格判定値  $X_3$  の範囲内になければならない。

**(3) その他**

許容範囲を外れたものは、やり直し、手直し、又は補強を行う。

ただし、構造物として構造上支障がないと発注者が認めたときはこの限りではない。

## 出来形管理基準

### ● 留意点及び説明

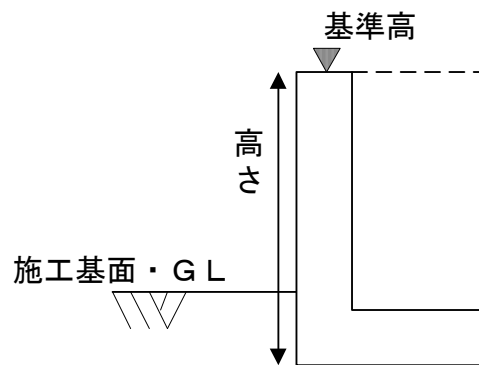
#### 1 測定基準

- (1) 請負人は契約図書をもとに端部・変化点等施工に必要な位置で測点管理を行い、その中から目的物の測定基準に従い出来形管理を実施するものとする。
- (2) 測定基準の対象数量は同一現場（公園）内の合計数量とする。

#### 2 測定項目における基準高と高さの定義

（右図参照）

- (1) 基準高: 工事の基準点または施工基面等に対する構造物の据付・仕上高（図中▽で表示）
- (2) 高さ: 構造物の垂直方向の長さ



#### 3 管理位置

管理位置は、予め施工計画書に記載する。

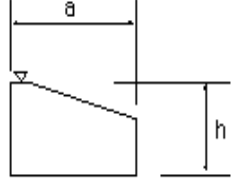
### ● 注意事項

- （注1）測定基準において「同一規格について3箇所ごとに1箇所測定する。」場合、深さの違う人孔や、一部でも仕様の異なる施設は「同一規格」と見なさない。

## ○ 出来形管理基準

- 出来形管理基準について、次ページ以降に各工種ごとに記載する。
- 複数の工種に繰り返し出てくる「基礎」「路盤」について、下記の参照一覧にまとめ、表中には「基礎については別紙参照」「路盤については別紙参照」と明記した。

### ■参照①：基礎

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘 要
工種	測定項目			
(1) 砕石・栗石基礎	幅	-50	・ 本体構造物の測定基準に準じて測定する。	
	厚さ	-30		
(2) 小型コンクリート基礎	幅	-20	・ 本体構造物の測定基準に準じて測定する。	・ 基礎の形状を測定すること。 ・ 大型基礎は除く。
	高さ	-30		
(3) 石積・ブロック積等の基礎	基準高	±30	・ 本体構造物の測定基準に準じて測定する。	
	幅 a	-30		
	厚さ h	-20		
	延長	-0.2%		

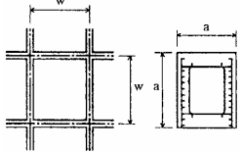
### ■参照②：路盤

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘 要
工種	測定項目			
(1) 路盤	基準高	±20	・ 40mに1箇所（40m以下は2箇所）または1,000m <sup>2</sup> に1箇所（1,000m <sup>2</sup> 以下は2箇所）で測定する。	1. 基準高は、歩道両端で測定する。 2. 厚さについては、監督員が指示した位置で行う。
	幅	-50		
	厚さ	-15		

出来形管理基準

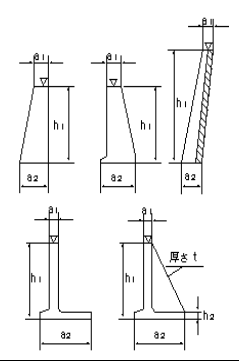

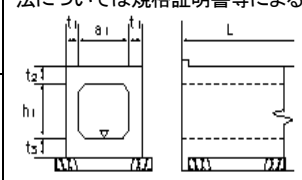
レベル				単位	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
1	2	3	4					
基盤整備工	施設撤去工	構造物取壊し工	舗装版切断工	m	なし			
			舗装版取壊し工	m <sup>2</sup>				
			構造物取壊し工	m <sup>3</sup>				
			石積取壊し工	m <sup>2</sup>				
	施設撤去工	**撤去工		基	なし			
		施設移設工	遊具移設工	基	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格(注1)について3箇所毎に1箇所測定する。
	本体			施設整備工/遊戯施設整備工/遊具組立設置工に準ずる。				
	**移設工	基	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格(注1)について3箇所毎に1箇所測定する。		
			本体	基礎高	±30			
	発生材処理工	積込工		m <sup>3</sup>	なし			
運搬工		m <sup>3</sup>						
処分費		m <sup>3</sup>						
木チップ加工工		m <sup>3</sup>						
敷地造成工	表土保全工	掘削積込工	m <sup>3</sup>	基準高	±50	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000㎡に1箇所(1,000㎡以下は2箇所)で測定する。	・基準高は、施工基面の中央及びその両端を測定する。ただし、掘削幅が5m以下で片勾配の場合は両端の2箇所とする。	
		掘削工	m <sup>3</sup>	幅	-100			
		積込工	m <sup>3</sup>	なし				
	掘削工	掘削工	掘削積込工	m <sup>3</sup>	なし		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000㎡に1箇所(1,000㎡以下は2箇所)で測定する。	・基準高は、施工基面の中央及びその両端を測定する。ただし、掘削幅が5m以下で片勾配の場合は両端の2箇所とする。
			掘削工	m <sup>3</sup>	基準高	±50		
			掘削工	m <sup>3</sup>	幅	-100		
			掘削工	m <sup>3</sup>	法長 ℓ	ℓ ≤ 5m		
		掘削工	m <sup>3</sup>	ℓ > 5m	-4%			
	積込工	m <sup>3</sup>	なし					
	盛土工	敷均し締固め工	敷均し	m <sup>3</sup>	基準高	±50	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000㎡に1箇所(1,000㎡以下は2箇所)で測定する。	・基準高は、施工基面の中央及びその両端を測定する。ただし、掘削幅が5m以下で片勾配の場合は両端の2箇所とする。
敷均し			m <sup>3</sup>	幅	-100			
締固め工			m <sup>3</sup>	法長 ℓ	ℓ ≤ 5m	-100		
締固め工		m <sup>3</sup>	ℓ > 5m	-2%				
積込工	m <sup>3</sup>	なし						
作業土工	床掘工	埋戻工	m <sup>3</sup>	掘削工と同様				
		作業残土積込工	m <sup>3</sup>	盛土工と同様				
		作業残土運搬工	m <sup>3</sup>	なし				
		作業残土運搬工	m <sup>3</sup>					
法面整形工	掘削法面整形工	掘削法面整形工	m <sup>2</sup>	法長 ℓ	ℓ ≤ 5m	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000㎡に1箇所(1,000㎡以下は2箇所)で測定する。	・基準高は、施工基面の中央及びその両端を測定する。ただし、掘削幅が5m以下で片勾配の場合は両端の2箇所とする。	
		掘削法面整形工	m <sup>2</sup>	ℓ > 5m	-4%			
	盛土法面整形工	m <sup>2</sup>	法長 ℓ	ℓ ≤ 5m	-100			
盛土法面整形工	m <sup>2</sup>	ℓ > 5m	-2%					
地盤改良工	安定処理工	石灰混合処理工	m <sup>3</sup>	基準高	±40以内	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000㎡に1箇所(1,000㎡以下は2箇所)で測定する。	・基準高は、施工基面の中央及びその両端を測定する。	
		石灰混合処理工	m <sup>3</sup>	幅	-50以内			
		石灰混合処理工	m <sup>3</sup>	厚さ	-45以内			

## 出来形管理基準

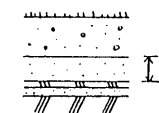
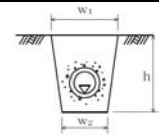
レベル				単位	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要		
1	2	3	4							
基盤整備工	敷地造成工	発生土場外処理工	発生土積込工	m <sup>3</sup>	なし					
			発生土運搬工	m <sup>3</sup>						
			自動車専用道通行料	回						
			建設発生土処理費	m <sup>3</sup>						
	法面工	法面ネット工	法面ネット工	法長 $l$	$l < 10m$	-100	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。			
				$l \geq 10m$	-200					
				延長		-200	・1施工箇所ごと			
		法枠工	現場吹付法枠工	現場吹付法枠工	法長 $l$	$l < 10m$	-100		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。	・曲線部は設計図書による。 
					$l \geq 10m$	-200				
			幅 $w$		-30	・枠延長100mに1箇所、枠延長100m以下のものは1施工箇所に2箇所。				
			高さ $h$		-30					
			吹付枠中心間隔 $a$		±100					
			延長		-200	・1施工箇所ごと				
		プレキャスト法枠工	金属製法枠工	樹脂製法枠工	法長 $l$	$l < 10m$	-100		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。	
					$l \geq 10m$	-200				
					延長		-200		・1施工箇所ごと	
	編柵工	編柵工	編柵工	高さ $h$		±30	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。			
				延長		-200		・1施工箇所ごと		
	植生工	種子吹付工	客土吹付工	客土吹付工	切土法	$l < 5m$	-200	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。		
					長 $l$	$l \geq 5m$	法長の-4%			
種子帯工			種子帯工	種子帯工	盛土法	$l < 5m$	-100			
					長 $l$	$l \geq 5m$	法長の-2%			
人工張芝工			人工張芝工	人工張芝工	延長		-200	・1施工箇所ごと		
					植生土のう工	m <sup>2</sup> 袋				
厚層基材吹付工		厚層基材吹付工	厚層基材吹付工	法長 $l$	$l < 5m$	-200	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。			
				$l \geq 5m$	法長の-4%					
				厚さ $t$	$t < 5m$	-10	・施工面積200㎡に1箇所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所に2箇所。検査孔により測定。			
				$t \geq 5m$	-20					
	延長				-200	・1施工箇所ごと				
落石防護柵工	落石防護柵工	落石防護柵工	高さ $h$		±30	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。				
			延長		-200		・1施工箇所ごと			
落石防止網工	落石防止網工	落石防止網工	幅 $w$		-200	・1施工箇所ごと				
			延長		-200					



出来形管理基準

レベル				単位	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
1	2	3	4					
基盤整備工	擁壁工	現場打擁壁工	重力式擁壁工	箇所	基礎	基礎については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。ただし、断面の変化点についてはすべて測定する。 
			もたれ式擁壁工	箇所	本体	基準高	±50	
			逆T型擁壁工	箇所	幅 w <sub>1</sub>	-20		
			L型擁壁工	箇所	幅 w <sub>2</sub>	-30		
			逆L型擁壁工	箇所	厚さ t	-20		
			控壁式擁壁工	箇所	高さ h <sub>1</sub>	-2%以内 最大値 -50		
			U型擁壁工	箇所	高さ h <sub>2</sub>	-20		
			延長		-100	・1施工箇所ごと		
	プレキャスト擁壁工	プレキャストL型擁壁工	m	基礎	基礎については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。ただし、断面の変化点についてはすべて測定する。 ・1施工箇所ごと	
				本体	基準高	±50		
コンクリートブロック工	コンクリートブロック積工	箇所	基礎	基礎については別紙参照		1.40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。 2.厚さは奇数段について測定する。 3.基準高、のり長については、断面の変化点についてすべて測定する。 		
			本体	基準高	±50			
			厚さ	コンクリート	-50			
				裏込材	-50			
			法長	φ ≤ 3m	-30			
	φ > 3m	-100						
	延長		-0.2%					
	コンクリートブロック張工	箇所	同上					
			同上					
	緑化ブロック工	箇所	同上					
同上								
同上								
石積工	箇所	同上						
		同上						
土留め工	箇所	m	基準高	±50	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。 ・1施工箇所ごと			
			高さ	-50				
			根入れ長	設計値以上				
			延長	-200				
カルバート工	現場打カルバート工	m	基礎	基礎については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。 ・1施工箇所ごと 1.構造図の寸法表示箇所を測定する。 2.二次製品使用の場合、製品の寸法については規格証明書等による。 		
			本体	基準高	±30			
				幅 w <sub>1</sub>	-30			
				厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>3</sub>	-20			
				高さ h <sub>1</sub>	±30			
			延長 L ≤ 20m	-50				
	延長 L > 20m	-100						
	プレキャストカルバート工	m	同上					
同上								

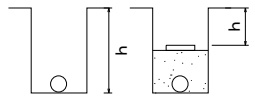
出来形管理基準

レベル				単位	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要		
1	2	3	4							
基盤整備工	運搬工	資材等運搬工	** 運搬工 (資材等の場内運搬)		なし					
			** 運搬工 (資材等の場外運搬)							
	仮設工				「全工種共通」を参照					
植栽工	植栽基盤工	土壌改良工	土壌改良工 (植栽を伴わない場合)	m <sup>2</sup>	基準高	±40以内	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000㎡に1箇所(1,000㎡以下は2箇所)で測定する。	・基準高は、施工基面の中央及びその両端を測定する。		
				幅	-50以内					
				厚さ	-45以内					
				客土工 (植栽を伴わない場合)	m <sup>3</sup>	なし				
				施肥工	m <sup>3</sup>	なし				
			人工地盤工	人工地盤排水層工	延長	m <sup>2</sup>		-200	1施工箇所ごと	
		深さ h				-30	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。			
				人工地盤盛土工	m <sup>3</sup>	なし				
			透水層工	暗渠排水工 植穴透水管工	幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	m		-50	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。	
		深さ h				-30				
延長 L		-200			1施工箇所ごと					
植栽工	高木植栽工	高木	本	なし						
		客土材、土壌改良材	—							
		植栽工	本							
		支柱工	組							
		植栽割増費	式							
	中低木植栽工	中低木	本	なし						
		客土材、土壌改良材	—							
		植栽工	本							
		** 支柱工	組							
			植栽割増費	式						
地被植栽工	地被植物	株・m <sup>2</sup>	なし							
	客土工	—								
	土壌改良工	—								
	植栽工	株・m <sup>2</sup>								
	植栽割増費	式								
苗木植栽工	苗木	本	なし							
	客土工	—								
	土壌改良工	—								
	植栽工	本								
	** 支柱工	本								
	植栽割増費	式								
播種工	播種工	m <sup>2</sup>	なし							

## 出来形管理基準

レベル				単位	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	摘要	
1	2	3	4		基礎	高さ h				
植栽工	植栽工	根囲い保護工	根囲い保護工	基	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。		
					本体	高さ h	±30			
		芝生保護工	芝生保護マット工		なし					
		樹名板工	樹名板工	基	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。		
	本体				高さ h	±30				
		樹木養生工	防風ネット工	本	高さ h		±30	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。		
	長さ L				-200	・1施工箇所ごと				
			寒冷紗巻き工	本	なし					
			マルチング工	m <sup>2</sup>						
	移植工	高木移植工	根回し工	本	なし					
堀取工			本							
樹木運搬工			本							
客土材、土壌改良材			—							
植栽工			本							
		**支柱工	組							
中低木移植工		根回し工	本	なし						
		堀取工	本							
		樹木運搬工	本							
		客土材、土壌改良材	—							
	植栽工	本								
	**支柱工	組								
	根囲い保護工	根囲い保護工	基	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。			
本体				高さ h	±30					
	樹名板工	樹名板工	基	同上						
	樹木養生工	防風ネット工	本	高さ h		±30	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。			
長さ L				-200	1施工箇所ごと					
		寒冷紗巻き工	本	なし						
		マルチング工	m <sup>2</sup>							
樹木整姿工	剪定・刈込工	高木剪定工	本	なし						
		中低木剪定工	本							
		刈込工	m <sup>2</sup>							
	発生材処理工	積込工	t,m <sup>3</sup>	なし						
運搬工		t,m <sup>3</sup>								
処分費		t,m <sup>3</sup>								
仮設工			—	「全工種共通」を参照						

## 出来形管理基準

レベル				単位	測定項目	規格値(mm)	測定基準	摘要		
1	2	3	4							
街路植栽工	**線植栽工	土壌改良工 (植栽を伴わない場合)	客土工	m <sup>2</sup>	基準高	±40以内	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000m <sup>2</sup> に1箇所(1,000m <sup>2</sup> 以下は2箇所)で測定する。	・基準高は、施工面の中央及びその両端を測定する。		
			幅		-50以内					
			厚さ		-45以内					
		客土工 (植栽を伴わない場合)	m <sup>3</sup>	なし						
		施肥工	m <sup>3</sup>	なし						
		高木植栽工	高木	本	なし					
			客土材、土壌改良材	-						
			植栽工	本						
			**支柱工 植栽割増費	組式						
		中低木植栽工	中低木	本	なし					
			客土材、土壌改良材	-						
			植栽工	本						
**支柱工 植栽割増費	組式									
地被植栽工	地被植物	株・m <sup>2</sup>	なし							
	客土工	-								
	土壌改良工	-								
	植栽工	株・m <sup>2</sup>								
	植栽割増費	式								
設備工	給水設備工	給水管路工	給水管工	m	深さ h	-30	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。			
			埋設シート工	m	延長	-200			1施工箇所ごと	
		埋設鋸工	なし							
			埋設標工	なし						
		水栓類取付工	分水サドル取り出し工	基	基礎	基礎については別紙参照	・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。			
			メーターきょう工	基						
	メーター廻り配管工		基							
	メーター工		基							
	止水栓きょう工		基							
	止水栓ボックス工		基							
	散水設備工	散水栓ボックス工	基	同上						
		散水栓工	基	同上						
スプリンクラー工		基	同上							
貯水槽工	-	同上								
循環装置工	循環装置工	-	同上							
	浄化装置工	-	同上							
	噴水装置工	-	同上							

出来形管理基準

レベル				単位	測定項目		規格値(mm)	測定基準	摘要
1	2	3	4						
設備工	雨水排水設備工	側溝工	L型側溝工	基礎	基礎については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。	1施工箇所ごと	
				本体	基準高	±20			
				幅	w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-20			
				厚さ	h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	-20			
				延長		-100			
		U型側溝工	横断側溝工	基礎	基礎については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。	1施工箇所ごと	
				本体	基準高	±20			
				幅	w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-20			
				厚さ	t <sub>1</sub>	-10			
				高さ	h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	-20			
	現場打水路工								
	自由勾配側溝工								
	コルゲートフリーウム工								
	U型側溝グレーチング蓋工								
	U型側溝コンクリート蓋工								
	管渠工	硬質塩化ビニル管工	基礎高	±30		・人孔(柵)で測定する。	1施工箇所ごと		
			ヒューム管工	幅	a				-20
			陶管工	高さ	h				-20
			プレキャストボックス工	延長					-100
			集水柵・マンホール工	U型側溝雨水柵工	基礎				基礎については別紙参照
本体	基準高	±30							
	幅	w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>			-20				
	厚さ	t <sub>1</sub> t <sub>2</sub>			-20				
	高さ	h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>			-20				
	L型側溝雨水柵工								
	横断溝雨水柵工								
雨水柵(※種)工									
組立てマンホール工									
削孔工									
現場打ちマンホール工									
地下排水工	有孔硬質塩化ビニル管工	基礎高	±30		・人孔(柵)で測定する。				
		有孔ヒューム管工	幅	w			-20		
		透水コンクリート管工	高さ	h			-20		
		化学繊維系管工	延長				-100		
雨水浸透設備工	浸透柵工	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。				
		本体	基準高	±30					
			幅	w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>			-20		
			厚さ	t <sub>1</sub> t <sub>2</sub>			-20		
			高さ	h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>			-20		
汚水排水設備工	管渠工	硬質塩化ビニル管工	基礎高	±30		・人孔(柵)で測定する。			
			ヒューム管工	幅	a			-20	
			PC管工	高さ	h			-20	
		陶管工							
		副管工	延長		-100				
		ドロップ管工							

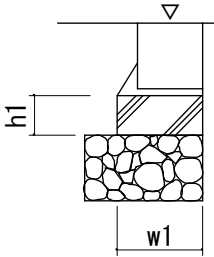
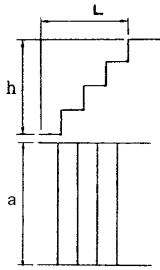
出来形管理基準

レベル				単位	測定項目	規格値(mm)	測定基準	摘要	
1	2	3	4						
設備工	汚水排水設備工	汚水樹・マンホール工	汚水樹(※種)工	基 基 基 基 基 基 基 基 基 基	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。	
			組立てマンホール工		本体	基準高	±30		
			削孔工		幅	w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-20		
			現場打ちマンホール工		厚さ	t <sub>1</sub> t <sub>2</sub>	-20		
					高さ	h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	-20		
	電気設備工	受変電設備工	引込柱工	基 基 基	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。	
			分電盤工		本体	高さ h	±30		
			キュービクル工						
	電線管路工	波付硬質ポリエチレン管工	m	基礎	基礎については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。		
				m	本体	深さ h			-30
m				延長 L	-200	1施工箇所ごと			
ケーブル工									
埋設シート工									
埋設標工		基	なし						
照明設備工	ハンドホール工	基	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。			
			本体	基準高	±30				
			幅	w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-30				
			高さ	h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	-30				
			厚さ	t <sub>1~3</sub>	-20				
放送設備工	照明灯工	基	基礎	基礎については別紙参照					
	スピーカー工	基	同上						
仮設工			「全工種共通」を参照						

## 出来形管理基準

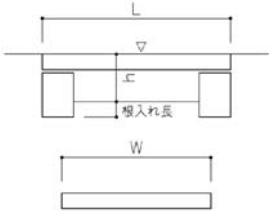
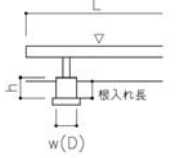
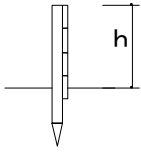
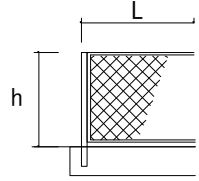
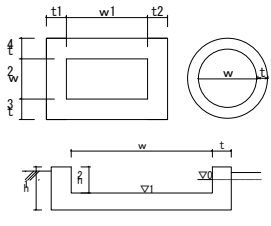
レベル				単位	測定項目	規格値(mm)	測定基準	摘要	
1	2	3	4						
園路広場整備工	舗装工	舗装準備工	路床改良工	m <sup>2</sup>	基準高	±40以内	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000m <sup>2</sup> に1箇所(1,000m <sup>2</sup> 以下は2箇所)で測定する。	1.基準高は、道路の中央及びその両端を測定する。 2.厚さについては監督員が指示した位置で行う。	
					幅	-50以内			
					厚さ	-45以内			
				不陸整生工	m <sup>2</sup>	なし			
			舗装工 (路盤のみ施工の場合)	路盤工	m <sup>2</sup>	基準高	±20	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000m <sup>2</sup> に1箇所(1,000m <sup>2</sup> 以下は2箇所)で測定する。	1.基準高は、道路の中央及びその両端を測定する。 2.厚さについては監督員が指示した位置で行う。
	幅	-50							
	厚さ	-15							
		土系舗装工	ダスト舗装工	m <sup>2</sup>	厚さ	-10	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000m <sup>2</sup> に1箇所(1,000m <sup>2</sup> 以下は2箇所)で測定する。		
			土舗装工	m <sup>2</sup>	幅	-25			
		木系舗装工	木チップ舗装工	m <sup>2</sup>	同上				
			木道工	m <sup>2</sup>	基礎	基礎については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。	・大型基礎は除く。
				本体	基準高	±30			
						延長	-30	・1施工箇所ごと	
		アスファルト系舗装工	アスファルト舗装工	m <sup>2</sup>	路盤	路盤については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000m <sup>2</sup> に1箇所(1,000m <sup>2</sup> 以下は2箇所)で測定する。 ・表層のコア抜きは、40mまたは1,000m <sup>2</sup> 以下は1箇所、20mまたは500m <sup>2</sup> 以下は省略できる。	・コアの位置は監督員が指示した位置で行う。
			半たわみ性舗装工	m <sup>2</sup>					
			排水性舗装工	m <sup>2</sup>	表層	幅	-30		
			アスカーブ工	m <sup>2</sup>		厚さ	-5		
		コンクリート系舗装工	コンクリート舗装工	m <sup>2</sup>	路盤	路盤については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000m <sup>2</sup> に1箇所(1,000m <sup>2</sup> 以下は2箇所)で測定する。	
			洗い出し舗装工	m <sup>2</sup>					
			洗い出し平板舗装工	m <sup>2</sup>	表層	幅	-25		
	コンクリート平板舗装工		m <sup>2</sup>						
	擬石平板舗装工		m <sup>2</sup>		厚さ	-10			
	インターロッキング舗装工		m <sup>2</sup>						
	樹脂系舗装工	樹脂舗装工	m <sup>2</sup>	同上					
	レンガタイル系舗装	レンガ舗装工	m <sup>2</sup>	同上					
		タイル舗装工	m <sup>2</sup>	同上					

出来形管理基準

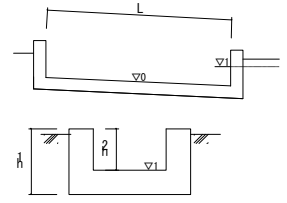
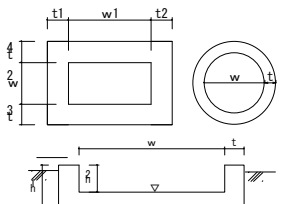
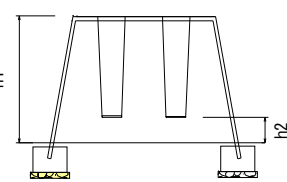
レベル				単位	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要	
1	2	3	4						
		石材系舗装工	砂利舗装工	m <sup>2</sup>	同上				
		石材系舗装工	碎石舗装工	m <sup>2</sup>	同上				
		石材系舗装工	自然石舗装工	m <sup>2</sup>	同上				
		石材系舗装工	飛石工	m <sup>2</sup>	同上				
		石材系舗装工	延段工	m <sup>2</sup>	同上				
		視覚障害者誘導用舗装工	視覚障害者誘導用ブロック工	m <sup>2</sup>	同上				
		視覚障害者誘導用舗装工	視覚障害者誘導用インターロッキング舗装工	—	同上				
		視覚障害者誘導用舗装工	視覚障害者誘導用タイル工	m <sup>2</sup>	同上				
園路広場整備工	舗装工	区画線工	区画線工	—	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。		
			区画線工	—	幅 w	設計値以上			
	縁石工	コンクリート系縁石工	コンクリート縁石工	m	基礎	基礎については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。	
			洗い出し縁石工	m	本体	基準高	±20		
			擬石縁石工	m		幅 w <sub>1</sub>	-20		
				m		厚さ h <sub>1</sub>	-20		
			擬石縁石工	m		延長	-100		
	レンガ系縁石工	レンガ縁石工	m	同上					
	石材系縁石工	自然石縁石工	m	同上					
	※※系縁石工	**縁石工	m	同上					
舗装見切工	**見切工 **エッジ工	m	同上						
階段工	階段工	コンクリート階段工	箇所, 段	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格 <sup>(註1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。		
		コンクリートブロック階段工	箇所, 段	本体	幅 a	-30			
		擬石階段工	箇所, 段		高さ h	-30			
		自然石階段工	箇所, 段		長さ L	-30			
		擬木階段工	箇所, 段		段数	±0段			
		丸太階段工	箇所, 段						



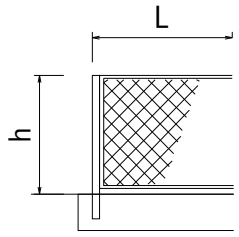
出来形管理基準

レベル				単位	測定項目	規格値(mm)	測定基準	摘要		
1	2	3	4							
園路広場整備工	橋工		八橋工 木橋工 石橋工 高欄工 擬木橋工	m	基準高	±30	・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。			
				m	高さ h	±30				
				m	幅 w	-30				
					延長 L	-30				
	デッキ工	デッキ工			基	基礎	基礎については別紙参照			
						本体	基準高	±30		・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。
						延長L		-30		
	仮設工					「全工種共通」を参照				
	施設整備工	修景施設整備工	石工	石組工 景石工 捨石工	-	なし				
-					なし					
-					なし					
添景物工		袖垣 垣根工			-	高さ h	±30	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000㎡に1箇所(1,000㎡以下は2箇所)で測定する。		
						延長	-200			1施工箇所ごと
					-	なし				
花壇工	トレリス工			-	基礎	基礎については別紙参照				
					本体	高さ h	設計値以上		・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。	
						延長 L	-200			
施設整備工	池工			-	基準高	±30	・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。			
					厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>4</sub>	-20				
					幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-30				
					高さ h	-30				
	滝工				-	同上				
壁泉工				-	同上					

出来形管理基準

レベル				単位	測定項目	規格値(mm)	測定基準	摘要
1	2	3	4					
施設整備工	集計施設整備工	流れ工		-	基準高	±30	・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。	
					厚さ t	-20		
					幅 w	-30		
					高さ h	-30		
					延長 L	-200		
遊戯施設整備工	現場打遊具工	プレイウォール工	箇所	基準高	±30	・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。		
		石の山工	箇所	厚さ t	-20			
		砂場工	箇所	幅 w	-30			
		砂場ネット工		高さ h	-30			
遊具組立設置工		ブランコ工	基 基 基 基 基 基 基 基	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。  ※安全上、定められた基準(落下高さやクリアランス)の範囲内で施工すること。	
		すべり台工		本 体	高さ h	±30		
		ジャングルジム工						
		シーソー工						
		鉄棒工						
		スプリング遊具工						
		複合遊具工						
		健康遊具工						
		セーフティマット工						
		** マット工						
** 遊具説明板工								
サービス施設整備工	ベンチ テーブル工	ベンチ工	基 基 基	同上				
		スツール工						
		テーブル工						
	水飲み工	水飲み工	基	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。	
		水飲み工		本体	高さ h	±30		
洗い場工	手洗い場工	基 基	同上					
	足洗い場工							
サービス施設整備工	サイン工	掲示板工	基 基 基 基	同上				
		標識工						
		案内板工						
		制札板工						
	野外炉工	野外炉工	基	同上				
時計台工	時計台工	基	同上					

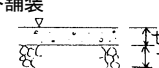

## 出来形管理基準

レベル				単位	測定項目		規格値(mm)		測定基準	摘要		
1	2	3	4									
施設整備工	管理施設整備工	柵・門扉工	縦格子柵工	m	基礎	基礎については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。				
			パイプ柵工	m	本体	高さ h	±30					
			ネットフェンス工	m								
			メッシュフェンス工	m								
			ロープ柵工	m								
			丸太柵工	m	延長 L	-200	1施工箇所ごと					
			擬木柵工	m								
			手すり工	m								
			門工	基	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格(注1)について3箇所毎に1箇所測定する。				
			扉工	基	本体	高さ h	±30					
	門柱工	基	同上									
	車止め工	基	同上									
	こみ施設工	屑かご工	基	同上								
吸殻入れ工		基	同上									
建築施設組立設置工	四阿工	基	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格(注1)について3箇所毎に1箇所測定する。						
			本体	基準高	±30							
	パーゴラ工	基	同上									
	シェルター工	基	同上									
	便所工	基	同上									
	倉庫工	基	同上									
	自転車置場工	基	同上									
施設仕上げ工(各工種共通)	塗装仕上げ工	塗膜はく離工	—	設計値以上								
		下地処理工	—									
		合成樹脂調合ペイント塗り工	—									
		木材保護塗料塗り工	—									
		溶剤形ビニル系塗料塗り工	—									
		オイルステインワニス塗り工	—									
		クレオソート塗り工	—									
	加工仕上げ工	コンクリートはつり仕上げ工	—	なし								
コンクリートつき仕上げ工		—										

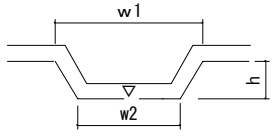
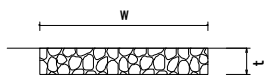
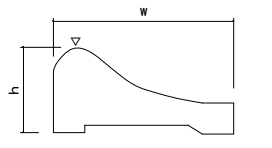
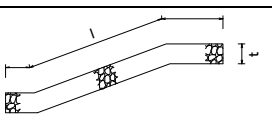
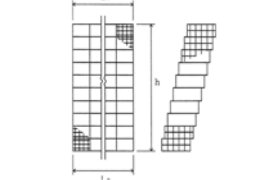
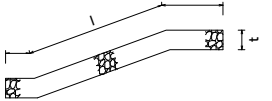
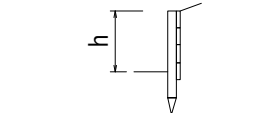
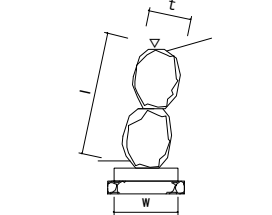
## 出来形管理基準

レベル				単位	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要	
1	2	3	4						
施設整備工	施設 仕上げ工 (各工種共通)	左官 仕上げ工	防水モルタル塗工	—	なし				
			モルタル金ごて仕上げ工	—					
			モルタルハケ引き仕上げ工	—					
			コンクリート金ごて仕上げ工	—					
			コンクリートハケ引き仕上げ工	—					
			人造石研出し仕上げ工	—					
			人造石洗い出し仕上げ工	—					
			タイル 仕上げ工	タイル下地モルタル塗り工					—
		床タイル張工	—						
		床モザイクタイル(ユニット)張工	—						
床クリンカータイル張工	—								
壁タイル張り工	—								
やく物タイル張り工	—								
レンガタイル張工	—								
石 仕上げ工	石張り仕上げ工	—	なし						
	平石張工	—							
仮設工					「全工種共通」を参照				
施設改良工	改修工	施設改修工	** 改修工	—	なし				
			** 樹高さ調整工	基	基準高	設計値	1施工箇所ごと		
	施設修繕工	施設修繕工	** 修繕工						
			** 部材交換工						
	施設清掃工	施設清掃工	** 清掃工						
	施設塗替工	施設塗替工	** 塗替工	—	なし				
	補修工	補修工	** 補修工	—	なし				
	浚渫工	浚渫工	浚渫工	—	なし				
浚渫土砂脱水処理工			—						
仮設工					「全工種共通」を参照				

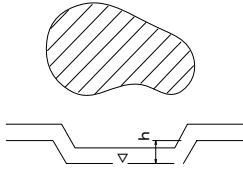
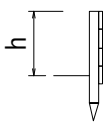
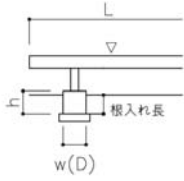
## 出来形管理基準

レベル				単位	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要		
1	2	3	4							
グラウンド・コート整備工	グラウンド・コート舗装工	舗装準備工	路床改良工	m <sup>2</sup>	基準高	±40以内	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000㎡に1箇所(1,000㎡以下は2箇所)で測定する。	1.基準高は、道路の中央及びその両端を測定する。 2.厚さの合格判定値は、各層に対するものであり、舗装の総厚の平均値は、設計値以上なければならない。 3.厚さについては監督員が指示した位置で行う		
					幅	-50以内				
厚さ	-45以内									
		不陸整生工		m <sup>2</sup>	なし					
	舗装工	ダスト舗装工	路盤	m <sup>2</sup>	路盤については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000㎡に1箇所(1,000㎡以下は2箇所)で測定する。	・芝舗装工の厚さは省略できる。 i)ダスト舗装  ii)アンツーカー舗装  iii)芝舗装  iv)人工芝舗装  v)全天候型舗装 		
		アンツーカー舗装工								
		芝舗装工								
		人工芝舗装工								
		全天候型舗装工			表層	厚さ			-10	
						幅			-25	
	縁石工				-	基準高	±20	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。		
						幅 A	-20			
						厚さ h <sub>1</sub>	-20			
						延長	-100			1施工箇所ごと
	グラウンド・コート施設整備工	バックネット工			-	基礎	基礎については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。	
						本体	高さ	±30		
						延長 L	-200	1施工箇所ごと		
競技施設工		ファールポール工 塁ベース工 ゴール工 ラインマーク工 ネットポスト工 審判台工 スコアボード工			-	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。	
						本体	設置高	±30		
グラウンドコート柵工	防球ネットフェンス工 **フェンス工				基礎	基礎については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。		
					本体	基準高	±30			
						延長	-200		・1施工箇所ごと	
仮設工					「全工種共通」を参照					

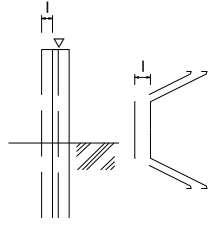
出来形管理基準

レベル				単位	測定項目	規格値(mm)	測定基準	摘要		
1	2	3	4							
自然育成工	自然育成施設工	水路工	遮水・止水シート工	m <sup>2</sup>	基準高	-50	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。			
			高さ h	-30						
			幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-100						
			延長 L	-200						
				たたき粘土工	m <sup>2</sup>	なし				
				砂・れき敷工	m <sup>2</sup>	厚さ	t < 15cm	-25	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000㎡に1箇所(1,000㎡以下は2箇所)で測定する。	
			t ≥ 15cm			-50				
		幅 w				-100				
				落差工	箇所	なし				
				堰工	箇所	基準高	±30	・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。		
			厚さ t			-20				
			幅 w			-30				
			高さ h			±30				
			堰長 L			L < 20m	-50			
			L ≥ 20m	-100						
		水留工	箇所	なし						
		かご工 *じゃかご	m	法長 L	L < 3m	-50	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。			
				L ≥ 3m	-100					
				厚さ t		-50				
		かご工 *ふとんかご	m	高さ h		-100	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。			
				延長 L		-200				
		かごマット工	m <sup>2</sup>	法長 l		-100	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。			
				厚さ t		-0.2t				
				延長 L		-200				
		柳枝工	m <sup>2</sup>	なし						
		粗朶護岸工 板柵護岸工 丸太護岸工	m	高さ h		±30	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。			
				延長 L		-200				
		自然石護岸工	箇所	基礎	基礎については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。			
				本体	基準高 ▽	±100				
					法長 l	1/2 < 3m			-50	
						1/2 ≥ 3m			-100	
				幅 w	-50					
				厚さ t	-50					
		延長 L	-200							

## 出来形管理基準

レベル				単位	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要	
1	2	3	4						
自然育成工	自然育成施設工	水田工	畔盛土工	m3	なし				
			畔塗工	-	なし				
			遮水・止水シート工	m2	基準高	-50	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。		
				高さ h	-30				
		面積		設計値以上					
	たたき粘土工	m2	なし						
	柵工	丸太柵工	m	高さ h	±30	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。			
		粗朶柵工		延長 L	-200				
		ロープ柵工							
	井戸工	ボーリング工	なし						
		井筒工	なし						
		ポンプ工	基礎	基礎については別紙参照					
			本体	基準高	±30				
	循環設備工	循環装置工	なし						
		浄化装置工	なし						
貯水槽工		なし							
自然観察施設工	自然観察施設工	観察小屋工	基						
	観察デッキ工	基	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。			
			本体	基準高	±30				
			延長 L	-30					
	木道工	m 箇所	基礎	基礎については別紙参照		・40mに1箇所(40m以下は2箇所)で測定する。	大型基礎は除く		
本体			基準高	±30					
延長 L			-30						
解説板工	基	基礎	基礎については別紙参照		・同一規格 <sup>(注1)</sup> について3箇所毎に1箇所測定する。				
		本体	設置高 h	±30					
樹林育成工	樹木育成工	伐採工	なし						
		枝打ち工 つる切り工 下刈り工	なし						
仮設工			「全工種共通」を参照						

## 出来形管理基準

レベル				単位	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	摘要
1	2	3	4					
全 工 種 共 通	仮 設 工	工事用道路工		—	なし			
		路面覆工		—	なし			
		土留・仮締切工		—	基準高	±50	・40mに1箇所(40m以下は2箇所)または1,000㎡に1箇所(1,000㎡以下は2箇所)で測定する。(任意仮設は除く) 根入長 設計値以上 変位(ずれ) l 100	
				—	根入長	設計値以上		
				—	変位(ずれ) l	100		
		水替工		—	なし			
		土のう工		—	なし			
		かご工		—	なし			
		土留シー工		—	なし			
仮水路工		—	なし					
防護施設工		—	なし					



## 品質管理基準

### ● 留意点及び説明

#### 1 測定基準の対象数量

測定基準の対象数量は同一現場（公園）内の合計数量とする。

#### 2 重要度

A：施工に際し、必ず試験（測定）を実施する項目。

B：重要度Aに次ぐ試験種目で、必要に応じて特記仕様書又は監督員が指示した場合にのみ試験（測定）を実施する項目。

### 省略表記

便覧： 舗装調査・試験法便覧（（公社）日本道路協会）

指針： プラント再生舗装技術指針（（公社）日本道路協会）

JPI： （公社）石油学会規格

土質： 土質工学会基準

## 品質管理基準

区分	項目	重要度	試験(測定)種目	管理基準			摘要
				試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
1. 土工							
材料							
	A		土の突固め試験	JIS A 1210 突固めによる土の締固め試験方法	・当初及び土質の変化時に次のとおり実施する。 ①1,000 m <sup>3</sup> 未満は 1回 ②1,000 m <sup>3</sup> 以上5,000 m <sup>3</sup> 以下は2回以後5,000 m <sup>3</sup> ごとに同様に実施する。ただし、500 m <sup>3</sup> 未満は省略することができる。		材料が岩砕の場合は除く。
	B		CBR試験	JIS A 1211 CBR試験方法	・当初及び土質の変化時に実施する。		室内CBR試験により路床材料の設計CBRを算出する。ただし、設計CBRが既知の場合は省略することができる。材料が岩砕の場合は除く。
			土の密度試験	JIS A 1202 土粒子の密度試験方法	・当初及び土質の変化時に実施する。		
			土の含水比試験	JIS A 1203 土の含水比試験方法			
			土の粒度試験	JIS A 1204 土の粒度試験方法			
			土の液性限界塑性限界試験	JIS A 1205 土の液性限界塑性限界試験方法			
			土の直接せん断試験	土質試験法			
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216 土の一軸圧縮試験方法			
			土の三軸圧縮試験	土質試験法			
			土の圧密試験	JIS A 1217 土の圧密試験方法			
			土の透水試験	JIS A 1218 土の透水試験方法			
施工							
	A		現場密度または飽和度(粘質土)の試験	JIS A 1214 砂置換法による土の密度試験方法	・試験は次のとおり実施する。 ①1,000m <sup>3</sup> 未満は1回 ②1,000m <sup>3</sup> 以上2,000m <sup>3</sup> 以下は3回以後2,000m <sup>3</sup> ごとに同様に実施する。ただし、500m <sup>3</sup> 未満は省略することができる。	締固め度 1.最大乾燥密度の85%以上 2.飽和度85~95%(空気間げき率10~2%)とする。	盛土路床の締固め度は、路床改良(置換工法)に準ずる。
	B		ブルーフローリング	便覧G023 ブルーフローリング試験方法	路床上げ後、全区間について実施する。		
			土の含水比試験	JIS A 1203 土の含水比試験方法	降雨後又は含水比の変化が認められたときに実施する。	最適含水比と90%締固め度の得られる湿潤側の含水比の範囲	
			平板載荷試験	JIS A 1215 道路の平板載荷試験方法	路床面各車線ごとに、延長40mまたは1000mにつき1箇所の割合で実施する。		
			現場CBR試験	JIS A 1222 現場CBR試験方法			
			コーン指数の試験	道路土工-土質調査指針(ポータブルコーン貫入試験)	トラフィカビリティーが悪いときに実施する。		

品質管理基準

区分	項目	重要度	試験(測定)種目	管理基準			摘要
				試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
2. 舗装工(路床改良)							
安定処理工法							
材料							
	A		セメントの物理試験	便覧A091 セメントの物理試験方法(JIS R 5201準拠)	当初及び製造工場又は規格の変化ごとに実施する。		材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。
			石灰の品質試験	JIS R 9011 石灰の化学分析方法		JIS R 9011の品質基準による	
	B		石の含水比試験	便覧F003 含水比試験方法(JIS A 1203準拠)	当初及び土質の変化時に実施する。		
			土の粒度試験	便覧F004 粒度試験方法(JIS A 1204準拠)			
			土の液性限界塑性限界試験	便覧F005 液性・塑性限界試験方法(JIS A 1205準拠)			
			配合試験	便覧F031 安定処理土のCBR試験方法 便覧F032 締固めをとまなわな安定処理土のCBR試験方法 便覧E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法	配合ごとに1回実施する。		
施工							
	A		CBR試験	便覧S041 CBR試験方法(JIS A 1211準拠)	5000㎡までを1施工単位とし次のとおり実施する。 300㎡以上1500㎡未満は 3回 1500㎡以上3000㎡未満は 6回 3000㎡以上5000㎡以下は10回 以後1施工単位ごと同様に実施する。ただし、300㎡未満は省略することができる。	個々の試験結果は、目標CBR値の85%以上 平均値は目標 CBR値以上	
	B		プルーフローリング	便覧G023 プルーフローリング試験方法	路床上げ後、全区間について実施する。 異常が認められた場合に40mまたは1000㎡に1箇所割合で実施する。		
			平板載荷試験	便覧S042 平板載荷試験方法(JIS A 1215準拠)			
			現場CBR試験	JIS A 1222 現場CBR試験方法			
			一軸圧縮試験	便覧E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法			
置換工法 舗装工							
材料							
			舗装工 路盤に準ずる				
施工							
			舗装工 路盤に準ずる				

品質管理基準

区分	項目	重要度	試験(測定)種目	管理基準			摘要
				試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
3. 舗装工							
路盤 粒状材・再生クワツヤラン (上・下層路盤に分かれる舗装の場合は、「土木工事施工要領」(横浜市道路局)の規程による。							
材料							
	A		ふるい分け試験	便覧A003 骨材のふるい分け試験方法(JIS A 1102準拠)	当初及び材料の変化時に実施する。	最大粒径50mm以下	1.材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。 2.水浸膨張性試験は、製鋼スラグに適用し、呈色判定試験は高炉スラグに適用する。 ※粒状材の塑性指数(P1)は、鉄鋼スラグを除き6以下とする。
			突固め試験	便覧F007 突固め試験方法(JIS A 1210準拠)			
			修正CBR試験	便覧E001 修正CBR試験方法(JIS A 1211準拠)		30%以上	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	便覧E004 80℃水浸膨張試験方法		1.5%以下	
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	便覧E002 鉄鋼スラグの呈色判定試験方法(JIS A 5015準拠)		呈色標準液より淡色とする。	
	B		比重及び吸水率の試験	便覧A001 粗骨材の密度および吸水率試験方法(JIS A 1110準拠) 便覧A0002 細骨材の密度および吸水率試験方法(JIS A 1109準拠)			
			すり減り試験	便覧A005 ロサンゼルス試験機による粗骨材のすり減り試験方法(JIS A 1121準拠)			
施工							
	B		締固め密度の試験	便覧G021-2 砂置換法による土の密度の測定方法(JIS A 1214準拠)	5000㎡までを1施工単位とし次のとおり実施する。 300㎡以上1500㎡未満は 3回 1500㎡以上3000㎡未満は 6回 3000㎡以上5000㎡以下は10回 以後1施工単位ごと同様に実施する。ただし、300㎡未満は省略することができる。	締固め度の合格判定値 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 97%以上 (個々の判定値93%以上)	
			ブルーフローリング	便覧G023 ブルーフローリング	下層路盤仕上げ後、全幅全区間について実施する。		
			ふるい分け試験	便覧A003 骨材のふるい分け試験方法(JIS A 1102準拠)	随時実施する。		
			平板載荷試験	便覧S042 平板載荷試験方法(JIS A 1215準拠)	1,000㎡に2回の割合で実施する。		
表層 アスファルト (材料に応じ試験はア(新材)、イ(再生材)のとおり)							
ア アスファルト(表層・基層・安定処理) 新材							
材料							
骨材							
	A		比重及び吸水率の試験	便覧A001 粗骨材の密度及び吸水率試験方法(JIS A 1110準拠) 便覧A002 細骨材の密度及び吸水率試験方法(JIS A 1109準拠)	1 当初及び材料の変化時に実施する。 2 表層、基層用の粗骨材のすり減り試験は粒径13.2~4.75mmについて実施する。	基層・表層 表乾比重2.45以上、吸水率3.0%以下	1.材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。 2.水浸膨張性試験は製鋼スラグに適用する。 ※安定処理の骨材の塑性指数(P1)は9以下とする。
			すり減り試験	便覧A005 ロサンゼルス試験機による粗骨材のすり減り試験方法(JIS A 1121準拠)		基層・表層30%以下、安定処理50%以下	
			フィラー(石粉)の粒度試験	便覧A009 石粉の粒度試験方法(JIS A5008準拠)			
			ふるい分け試験	便覧A003 骨材のふるい分け試験方法(JIS A 1102準拠)			
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	便覧A018 製鋼スラグの水浸膨張性試験方法		2%以下	
	B		耐久性試験	便覧A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法(JIS A 1122準拠)		基層・表層 損失量12%以下、安定処理、損失量20%以下	
			軟石量試験	便覧A007 粗骨材中の軟石量試験方法(JIS A 1126準拠)		基層・表層 軟らかい石片の含有量5%以下	
			形状試験	便覧A008 粗骨材の形状試験方法		基層・表層 細長いあるいは扁平な石片の含有量10%以下	

## 品質管理基準

区分	項目	重要度	試験(測定)種目	管理基準			摘要
				試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
			石油アスファルト				
	A		針入度試験(25°C)	便覧A041 針入度試験方法(JIS K 2207準拠)	当初及び製造工場又は規格の変化ごとに実施する。		材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。
		軟化点試験	便覧A042 軟化点試験方法(JIS K 2207準拠)				
		伸度試験(15°C)	便覧A043 伸度試験方法(JIS K 2207準拠)				
		トルエン可溶分試験	便覧A044 トルエン可溶分試験方法(JIS K 2207準拠)				
		引火点試験	便覧A045 引火点試験方法(JIS K 2265準拠)				
		薄膜加熱試験	便覧A046 薄膜加熱試験方法(JIS K 2207準拠)				
		蒸発後の針入度比試験	便覧A048 蒸発後の針入度比試験方法(JIS K 2207準拠)				
		密度試験(15°C)	便覧A049 密度試験方法(JIS K 2207準拠)				
		高温動粘度試験(120°C、150°C、180°C)	便覧A050 高温動粘度試験方法(JIS K 2207準拠)				
		改質アスファルト(ゴム・熱可塑性エラストマー入り)					
	A		針入度試験(25°C)	石油アスファルトに準ずる。	当初及び製造工場又は規格の変化ごとに実施する。		材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。
		軟化点試験					
		薄膜加熱試験					
		伸度試験(7°C、15°C)	便覧A043 伸度試験方法(JIS K 2207準拠)				
		タフネス・テナシティ試験	便覧A057 タフネス・テナシティ試験方法(JEAAS準拠)				
		改質アスファルト(セミブローン)					
	A		薄膜加熱試験	石油アスファルトに準ずる。	当初及び製造工場又は規格の変化ごとに実施する。		材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。
		針入度試験(25°C)					
		トルエン可溶分試験					
		引火点試験					
		密度試験(15°C)					
		粘度試験(60°C)	便覧A051 60°C粘度試験方法				
		粘度比試験(60°C)	便覧A051 60°C粘度試験方法				
		薄膜加熱後/加熱前	便覧A046 薄膜加熱試験方法(JIS K 2207準拠)				
		高温動粘度試験(140°C、160°C、180°C)	便覧A050 高温動粘度試験方法(JIS K 2207準拠)				
		石油アスファルト乳剤					
	B		エングラ一度試験(25°C)	便覧A071 エングラ一度試験方法(JIS K 2208準拠)	当初及び製造工場又は規格の変化ごとに実施する。		
		ふるい残留分試験	便覧A073 ふるい残留分試験方法(JIS K 2208準拠)				
		付着度試験	便覧A074 付着度試験方法(JIS K 2208準拠)				
		粒子の電荷試験	便覧A078 粒子の電荷試験方法(JIS K 2208準拠)				
		蒸発残留分試験	便覧A079 蒸発残留分試験方法(JIS K 2208準拠)				
		蒸発残留物の試験	便覧A041 針入度試験方法(JIS K 2207準拠)				
			便覧A043 伸度試験方法(JIS K 2207準拠)				
			便覧A044 トルエン可溶分試験方法(JIS K 2207準拠)				
		貯蔵安定度試験	便覧A080 貯蔵安定度試験方法(JIS K 2208準拠)				

## 品質管理基準

区分	項目	重要度	試験(測定)種目	管理基準			摘要
				試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
	アスファルトプラント						
	混合物						
	A		配合設計	舗装設計施工指針	配合ごとに1回実施する		材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。
			基準密度の試験	便覧B008 アスファルト混合物の密度試験方法	当初の2日間、午前午後各1回実施する		
			アスファルト抽出試験	便覧G028 アスファルト抽出試験方法	混合物の種別ごとに1日1回の割合で実施する。		
			粒度抽出試験	便覧G028 アスファルト抽出試験方法 便覧A003 骨材のふるい分け試験方法 (JIS A 1102準拠)			
			温度測定		出発時にトラック1台ごとに実施する	185℃以下	
			動的安定度試験	便覧B003 ホールラッキング試験方法	配合ごとに1回実施する	目標動的安定度以上 (ただし、1,500回/mm以上)	
	材料						
	B		アスファルトの温度測定		1時間に1回以上の割合で実施する	動粘度による適正温度範囲	
			ホットピンの骨材温度測定				
			ホットピンの骨材粒度試験(合成粒度)	便覧A003 骨材ふるい分け試験方法(JIS A 1102)	混合物の種別ごとに1日1回の割合で実施する		
イ	再生加熱アスファルト混合物(表層・基層)再生加熱アスファルト安定処理混合物(安定処理)						
	材料						
	再生骨材						
	A		アスファルト抽出後の骨材粒度	便覧A003 骨材のふるい分け試験方法(JIS A 1102準拠)	当初及び材料の変化時に実施する。	指針 表3.1(P-15)	材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。
			旧アスファルト含有量	便覧G028 アスファルト抽出試験方法			
			旧アスファルトの針入度(25℃ 1/10mm)	便覧G029 アスファルトの回収試験方法(JPI-5 S-31準拠) 便覧A041 針入度試験方法(JIS K 2207準拠)			
			最大比重	便覧G027 アスファルト混合物の最大密度試験方法			
			洗い試験	JIS A 1103 骨材の洗い試験方法			
	再生用添加剤						
	A		動粘度試験(60℃)	便覧A051 60℃粘度試験方法(JIS K 2283準拠)	使用ごとに実施する。	指針 表3.2(P-16)	材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。
			引火点試験 °C	便覧A045 引火点試験方法(JIS K 2265準拠)			
			薄膜加熱後の粘度比試験(60℃)	便覧A046 薄膜加熱試験方法(JIS K 2207準拠) 便覧A051 60℃粘度試験方法(JIS K 2283準拠)			
			薄膜加熱質量変化率試験 %	便覧A046 薄膜加熱試験方法(JIS K 2207準拠)			
			密度試験(15℃)	便覧A049 密度試験方法(JIS K 2207準拠)			
			組成分析試験	便覧A055 組成分析試験方法(JPI-5 S-22準拠)			
	再生アスファルト						
	A		舗装工 表層 アスファルト(表層、基層、安定処理)新材	舗装工 表層 アスファルト(表層、基層、安定処理)新材	材料・石油アスファルトに準ずる。		材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。

品質管理基準

区分	項目	重要度	試験(測定)種目	管理基準			摘要
				試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
	アスファルトプラント						
	再生混合物						
	A		配合設計	指針	配合ごとに実施する。		材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。
			密度、アスファルト量、粒度、温度等、混合物に関する試験	舗装工 表層 アスファルト(表層、基層、安定処理)新材 アスファルトプラントに準ずる。			
	B		アスファルト抽出後の骨材粒度	便覧G028 アスファルト抽出試験方法(JIS K 2283準拠) 便覧A003 骨材のふるい分け試験方法(JIS A 1102準拠)	500tごとに1回実施する。		
			旧アスファルト含有物	便覧G028 アスファルト抽出試験方法		指針 表3.1(P-15)	
			旧アスファルト針入度	プラント再生舗装技術指針付録-4(旧アスファルト判定法)	1日1回実施する。ただし、1日使用量が500tを超える場合は1日2回、100t未満は2日に1回実施する。		
			洗い試験(60℃)	JIS A 1103 骨材の洗い試験方法	500tごとに1回実施する。		
			アスファルトコンクリート再生骨材配合率	自記記録装置またはそれに準ずる。	全バッチ		
	施工						
	A		混合物の温度測定		到着及び初転圧の温度をトラック3台ごとに実施する。		
	B	コア採取による品質管理	密度試験	便覧B008 アスファルト混合物の密度試験方法	混合物の種別ごと、10000㎡までを1施工単位とし次のとおり実施する。 500㎡以上 3000㎡未満は 3回 3000㎡以上 6000㎡未満は 6回 6000㎡以上10000㎡以下は10回 以後1施工単位ごとに同様に実施する。ただし、500㎡未満は省略することができる。	締固度の合格判定値 表層・基層 X <sub>10</sub> 96.0%以上 X <sub>6</sub> 96.0%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上 (個々の判定値 94.0%以上) 安定処理 X <sub>10</sub> 95.0%以上 X <sub>6</sub> 95.5%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上 (個々の判定値 93.0%以上)	
			アスファルト抽出試験	便覧G028 アスファルト抽出試験方法	10000㎡を1施工単位ごとに次のとおり実施する。 10000㎡以下は3回 以後1施工単位ごとに同様に実施する。ただし、500㎡未満は省略することができる。	アスファルト量の合格判定値 表層・基層 X <sub>3</sub> ±0.5%以内 安定処理 X <sub>3</sub> -0.7%以上	
			粒度抽出試験	便覧G028 アスファルト抽出試験方法 便覧A003 骨材のふるい分け試験方法(JIS A 1102準拠)		粒度の合格判定値 表層・基層 2.36mm X <sub>3</sub> ±7.0%以内 75 μm X <sub>3</sub> ±3.0%以内 安定処理 2.36mm X <sub>3</sub> ±8.5%以内 75 μm X <sub>3</sub> ±3.5%以内	

## 品質管理基準

区分	項目	重要度	試験(測定)種目	管理基準			摘要
				試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
4. レディーミストコンクリート							
セメント・骨材							
材料							
	A		示方配合の決定 アルカリ骨材反応性試験	JIS A 5308 レディーミストコンクリート 便覧A021 骨材のアルカリシリカ反応試験方法(モルタルバー法) 便覧A022 骨材のアルカリシリカ反応試験方法(化学法)	配合ごとを実施する。 当初及び材料の変化時に実施する。		1 原則としてJIS表示認証工場とする。 2 示方配合については、配合報告書を提出する。 3. 材料の規格試験は、製造者の試験成績表でよい。  ただし、監督員が必要と認める場合は、試験を指示することができる。
	B		セメント物理試験	JIS R 5201 セメント物理試験方法	当初及び製造工場又は規格の変化ごとを実施する。		
			比重及び吸水率試験	JIS A 1109 細骨材の比重及び吸水率試験方法 JIS A 1110 粗骨材の比重及び吸水率試験方法	当初及び材料の変化時に実施する。		
			ふるい分け試験	JIS A 1102 骨材のふるい分け試験方法			
			単位重量試験	JIS A 1104 骨材の単位容積質量及び実績率試験方法			
			洗い試験	JIS A 1103 骨材の洗い試験方法			
			すりへり試験	JIS A 1121 ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験方法			
			表面水率の測定	JIS A 1111 細骨材の表面水率試験方法	1日2回の割合で実施する。		
			有機不純物試験	JIS A 1105 細骨材の有機不純物試験方法			
			軟石量試験	JIS A 1126 ひっかき硬さによる粗骨材中の軟石量試験方法			
施工							
	A		スラブ試験	JIS A 1101 コンクリートのスラブ試験方法	試験は次のとおり実施する。 1.コンクリートの総量が ①50m <sup>3</sup> 未満は1回 ②50m <sup>3</sup> 以上150m <sup>3</sup> 以下は2回 以後150m <sup>3</sup> ごとに1回追加し実施する。 ただし、設計基準強度=18N/mm <sup>2</sup> 以下かつ30m <sup>3</sup> 未満は省略することができる。	スラブの許容値 2.5cm ±1cm以内 5cm及び6.5cm ±1.5cm以内 8cm以上 ±2.5cm以内 21cm以上 ±1.5cm以内	テストピースは1回に6個(7日圧縮強度-3個、28日圧縮強度-3個)採取する。 テストピースは1回に3個(28日圧縮強度)採取する。
			空気量試験	JIS A 1116 まだ固まらないコンクリートの単位容積重量試験方法及び空気量の重量による試験方法(重量方法) JIS A 1128 まだ固まらないコンクリートの空気量の圧力による試験方法(空気室圧力方法) JIS A 1118 まだ固まらないコンクリートの空気量の容積による試験方法(容積方法)	2.スラブ試験、空気量試験、塩化物含有量試験は、荷おろし地点で打設前に実施する。 3.圧縮、曲げ強度用試料は、荷おろし地点で採取する。	空気量の許容差=±1.5%以内	
			塩化物含有量試験	JIS A 5308 レディーミストコンクリート		0.3kg/m <sup>3</sup> 以下(塩素イオン重量)ただし、監督員が承諾した場合は0.6kg/m <sup>3</sup> 以下(塩素イオン重量)	
			圧縮強度試験(一般用)	JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法		1回(個)の試験結果は、呼び強度の85%以上 3回(個)の試験結果の平均値は、呼び強度以上	
			曲げ強度試験(舗装用)	JIS A 1106 コンクリートの曲げ強度試験方法			



## 品質管理基準

区分	項目	重要度	試験(測定)種目	管理基準			摘要
				試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
		B	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112 まだ固まらないコンクリートの洗い分析試験方法	品質に異常が認められる場合に実施する。		
			舗装のコア採取	JIS A 1107 コンクリートからのコア及びはりの切取方法及び強度試験方法		1回(個)の試験結果は、呼び強度の85%以上 3回(個)の試験結果の平均値は、呼び強度以上	

品質管理基準

区分	項目	重要度	試験(測定)種目	管理基準			摘要
				試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
5. 鉄鋼							
材料							
	A		鉄鋼の形状寸法及び重量試験	JIS G 0303 鋼材の検査通則	当初及び製造工場又は規格の変化ごとに実施する。	JIS G 3191 熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状、寸法及び重量並びにその許容差 JIS G 3192 熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差 JIS G 3193 熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差 JIS G 3194 熱間圧延平鋼の形状、寸法及び重量並びにその許容差	材料の規格試験は、製造工場の規格合格証明書(ミルシート)でよい。ただし、監督員が必要と認める場合、試験を指示することができる。
			引張試験	JIS Z 2241 金属材料引張試験方法		JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材 JIS G 3106 溶接構造用圧延鋼材 JIS G 3109 PC鋼棒 JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼	
			曲げ試験	JIS Z 2248 金属材料曲げ試験方法		JIS A 5525 鉄管ぐい JIS A 5526 H形鋼ぐい JIS A 5528 熱間圧延鋼矢板	
棒鋼圧接							
施工							
	A		外観試験	JIS Z 3120 鉄筋コンクリート用棒鋼ガス圧接継手の検査方法 目視・ノギス等による計測(詳細外観試験)	目視は全数実施する。詳細外観試験は、圧接箇所数の5%について実施する。	JIS Z 3120 による判定基準を満足しなければならない。(熱間押抜法以外の場合) ①軸心のD/5以下 ②ふくらみが1.4D以下 ③ふくらみの長さが1.1D以下 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤著しいたれ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない (熱間押抜法以外の場合) ①ふくらみを押し抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きずへこみがない ②ふくらみの長さが1.1D以下 ③著しい折れ曲がりがない ④軸心の偏心がD/5以下 ⑤オーバーヒート等による表面不整がない	試験記録を提出する。規格値を外れた場合は下記による。 ①④⑤は、監督員の承諾を得て、補強筋(ラップ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱して修正する。
			引張試験	JIS Z 3120 鉄筋コンクリート用棒鋼ガス圧接継手の検査方法 JIS Z 2201 金属材料引張試験 JIS Z 2241 金属材料引張試験方法	鉄筋径ごとに、3本のモデル供試体を施工初期に作成し実施する。(モデル供試体は実際の作業と同一条件・同一材料で行う。)	全数がJIS G 3112 に規定する母材強度以上であること。	試験成績表及び写真を提出する。
			超音波探傷試験	JIS Z 3062 鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波探傷試験方法及び判定基準	試験者は、(社)日本圧接協会「鉄筋ガス圧接部の超音波探傷検査技術者技量資格検定試験実施規定」による有資格者とする。  鉄筋径ごとの10%について実施する。	試験数30個以上の場合不合格数1個以下が合格。  試験数30個未満の場合不合格数0個以下が合格。ただし、エコー高24dB以上を不合格とする。	規格値をはずれた場合は、次による。  不合格ロットの全数(鉄筋径ごと)について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承諾を得て、補強筋(ラップ長の2倍以上)を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。

## 品質管理基準

区分	項目	重要度	試験(測定)種目	管理基準			摘要
				試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭継手(溶接)							
施工							
	A		浸透探傷試験 (カラーチェック)	JIS Z 2343 浸透探傷試験方法及び欠陥指示模様 の等級分類	全数実施する。	分散欠陥指示模様の等級分類による。	試験記録及び写真を提出する。
			根固めのコンクリート(水セメント比試験)	比重の測定	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%~70%とする。	
			根固めセメントミルク(セメントミルクの圧縮強度試験)	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	設計図書による。	参考値: 19.6Mpa
鋼管杭継手(溶接)							
施工							
	A		超音波探傷試験	JIS Z 3060 鋼溶接部の超音波探傷試験方法	杭径ごと、溶接20箇所ごとに1回実施する。 探傷長は30cm/1方向とし、4方向からとする。 試験者は、(社)日本非破壊検査協会(超音波検査)の認定技術者とする。	JIS Z 3060 の3類以上	試験記録及び写真を提出する。
H鋼杭継手(溶接)							
施工							
	A		放射線透過試験(レントゲン)	JIS Z 3104 鋼溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法	杭径ごと、溶接20箇所ごとに1回実施する。 試験者は、(社)日本非破壊検査協会(放射線透過試験技術)の認定技術者とする。	JIS Z 3104 の3類以上	試験記録及びレントゲン写真を提出する。
6. 土・石材							
たたき粘土							
材料							
	B		土の粒度試験 土の粒子密度試験 土の含水比試験 土の透水試験	JIS A 1204 JIS A 1202 JIS A 1203 JIS A 1218	当初及び土質の変化時	設計図書による。	
土舗装材							
材料							
	B		土の粒度試験 土の粒子密度試験 土の含水比試験	JIS A 1204 JIS A 1202 JIS A 1203	当初及び土質の変化時	設計図書による。	
クレー舗装材							
材料							
	B		土の粒度試験 土の粒子密度試験 土の含水比試験	JIS A 1204 JIS A 1202 JIS A 1203	当初及び土質の変化時	設計図書による。	
施工							
	B		硬度	プロクター・モール	1,000m <sup>2</sup> 毎	陸上競技場50~110 野球場 30~80 テニスコート 40~110	

## 品質管理基準

区分	項目	重要度	試験(測定)種目	管理基準			摘要
				試験方法	試験(測定)の基準	品質規格	
	アンツーカー舗装材						
	材料						
	B		物性値・成分値は製造者からの試験表による			試験表の確認	
			土の含水比試験	JIS A 1203	・路体:当初及び土質の変化した時 ・路床:含水比の変化が認められた時	設計図書による。	
			粗骨材の形状試験	便覧A008 骨材の形状試験方法	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	1)中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層、および表装用混合物の創始要領が3,000t以上の場合が該当する。  2)小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)。  ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)路盤:施工面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの。 2)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの。
	施工						
	B	硬度	プロクターノール		1,000m <sup>3</sup> 毎	陸上競技場50~110 テニスコート 40~110	
	舗装用石材積み・張り用石材						
	材料						
	B	岩石の見掛比重	JIS A 5006	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時		設計図書による。	500m <sup>3</sup> 以下の場合、監督員の承諾を得て省略できる。 参考値: ・硬石 約2.7~2.5g/cm <sup>3</sup> ・準硬石 約2.5~2g/cm <sup>3</sup> ・軟石 約2g/cm <sup>3</sup> 未満
		岩石の吸水率	JIS A 5006				500m <sup>3</sup> 以下の場合、監督員の承諾を得て省略できる。 参考値: ・硬石 5%未満 ・準硬石 5%以上15%未満 ・軟石 15%以上
		岩石の圧縮強さ	JIS A 5006				500m <sup>3</sup> 以下の場合、監督員の承諾を得て省略できる。 参考値: 硬石 4903N/cm <sup>2</sup> 以上 準硬石 980.66N/cm <sup>2</sup> 以上 4903N/cm <sup>2</sup> 未満 軟石 980.66N/cm <sup>2</sup> 未満
		岩石の形状	JIS A 5006	5,000m <sup>3</sup> 毎(ただし、5,000m <sup>3</sup> 以下の場合には2回実施)		うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	500m <sup>3</sup> 以下の場合、監督員の承諾を得て省略できる。

## 品質管理基準

区分	項目	重要度	試験(測定)種目	管理基準			摘要	
				試験方法	試験(測定)の基準	品質規格		
火山砂利	材料	B	最大乾燥密度の測定	JIS A 1210 (試験方法E方法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>採取地ごとに1回及び採取地の変った場合にはその都度測定する。</li> <li>突固め試験は骨材の最大寸法を取り除いて行う。</li> <li>生産者等の試験成績結果によることできる。(ただし、試験実施日が施工期間を著しくずれていない場合に限る)</li> </ul>	30%以上		
			修正CBRの測定	便覧E001 修正CBR試験方法		9~15%以下		
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 5mm以下	45%以下				
		骨材の洗い試験		20%以下				
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	特記仕様書による				
		骨材の安定性試験	JIS A 1122					
		凍上試験	便覧F008 凍上試験方法					
		強熱減量試験	土質 JSF T 221-1990					
	土の透水試験	JIS A 1218						
	施工	B	締固め度の測定	現場密度測定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>A類 300㎡毎に1箇所</li> <li>B.C類 1,500㎡毎に1箇所</li> </ul>			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 5mm以下	搬入時1回。その後、観察により異常が認められた時、随時。	9~15%以下		
			骨材の洗い試験					
	7. 造園材料							
	客土	材料	B	pH(H <sub>2</sub> O)	簡易pH計	各採取地毎	4.5~8.0	
有害物質				電気伝導度(ECメーター)	0.1~1.0 mS/cm			
高木		材料	A	高さ(H)	計測用具による計測	設計数量の10%を計測する。ただし、株立ち樹木については、全数を計測する。	設計値≤H	
				幹周(C)	計測用具による計測		設計値≤C<上位階級の寸法値	
				枝張(W)	計測用具による計測		設計値≤W	
中低木		材料	A	高さ(H)	計測用具による計測	設計数量の5%を計測する。	設計値≤H<上位階級の寸法値	
				枝張(W)	計測用具による計測		設計値≤W	
地被類		材料	A	茎長(L)	計測用具による計測	設計数量の2%を計測する。	設計値≤L	
				芽立	目視		設計値≤芽立数	
8. 木材								
木材	材料	B	木材の加圧式保存処理方法	JIS A 9002				
			木材の浸漬式防腐処理方法					
			含水率	JAS				
			保存処理剤浸度試験	JAS				